

平成 21 年 5 月 13 日現在

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2006～2008

課題番号：18530684

研究課題名（和文）小・中学校における法教育の体系的基盤研究

研究課題名（英文）Systematical Research of Law-Related Education in Schools

研究代表者

江口 勇治 (EGUCHI YUJI)

筑波大学・大学院人間総合科学研究科・教授

研究者番号:50151973

研究成果の概要：小・中学校において現在求められている法や司法に関わる教育実践について実験的な授業を実施し、その意義や問題点等を整理しつつ、新学習指導要領で要請された法教育のあり方について、高等学校も含めた実践のモデル等を提示した。あわせて公民的資質の形成における法的資質の形成の手法や裁判員制度の教育のあり方等についても検討を行い、今後のいわゆる法教育の方向性について論及した。さらにアメリカの私法教育の紹介を行い、今後の日本での司法の教育のあり方についての検討も行った。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	1,700,000	0	1,700,000
2007 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2008 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	510,000	3,910,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教科教育学

キーワード：法教育、法的資質、公民教育

1. 研究開始当初の背景

司法制度改革の進展や刑事裁判における国民の司法参加をもたらした裁判員制度の実施も間近になってきたこともあり、小・中学校における法や司法に関わる教育、すなわち法教育の重要性は自覚されつつあった。また研究当初は議論の渦中にあったが、改訂された学習指導要領においては、小・中学校の

社会科、特別活動、道徳教育等において、法・ルール・決まりの社会規範を内容とした教育の必要性が示され、法教育という領域もかなりの社会的認知がなされ、各学校段階において新しい教材開発への機運は少しずつではあるが高まっていた。さらに改正された教育基本法の対応としても、法教育が取り上げられ、その推進が論じられ始まった。

こうした中で、これまで法曹三者が中心と

して展開してきた活動に教師が関わりを持ち始めてきたことも注目される。さらに日本弁護士連合会を中心とした法教育の支援プログラムが整備される中で、法務省による法教育推進協議会のプログラムも表面化しており、こうした具体的な動きを法教育として学校現場で展開することの必要性が高まっている。

ただし、学習指導要領の改訂議論が行われていたが、法教育については具体的なあり方等が模索されている途上であったため、できる限り学校現場に有効な教材等のモデルを示す必要性が叫ばれていた。また教育基本法の改正にともない「公共的な事柄に参画する教材のあり方や内容」等が議論される中で、いわゆる司法教育や法の教育が着目され、注目を集めるようになってきていた。

さらに裁判員裁判の教育での取り扱い方も未定であったため、日本弁護士連合会の市民のための法教育委員会による「高校生による模擬裁判」コンテスト等の試みを普及させることなどもめられており、その展開モデル等について模索が続けられている現状であった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、いわゆる小・中学校での法教育の在り方の検討とモデルの提示である。すなわち上記のような社会的状況を受けて、学校教育とくに義務教育段階での社会科、家庭科などを中心とする教科や、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の活用による、いわゆる法教育の推進とその課題の検討の解明を目的として、ここでは実践と海外比較の両面から研究を行った。また学校段階ごとの適切な教材開発についても検討を行った。

実際には、我が国の小・中学校で先に挙げた教科・領域等で利用可能な総合的・融合的な法教育教材の開発を中心にを行い、その教材の意義を考察することをねらった。この際、必ずしも法律教育を目指すのではなく、広い意味での法・ルール・決まりの教育等の開発と系統化を試みた。

なお、これまでも代表者・分担者の一部は継続して法教育に関わり、法務省法教育推進協議会委員、文部科学省の教科に関する諸委員等を担っていたこともあり、こうした場での議論を背景とした成果等の刊行を行うことも研究目的の一つとした。

あわせてこれまで開発したり、整理してきたものの有効性の検証も行うことを目指した。さらに、今後の展開も含んで、高等学校における法教育のモデル等もあわせて示し、小・中・高校の一貫性を念頭にした研究の実施も計画した。

具体的には、小学校、中学校、高校での法教育の実践的教材による実験授業を実施し、その教材や授業の有効性等について論及した。

また、教師と弁護士による協力のあり方の構築等についても、研究では重要な目的と位置づけ、その体制等の検討も検討した。

こうした目的とともに、国民・市民の法的リテラシーの育成について、他国等の事例の比較も行うことを目指した。

3. 研究の方法

実験授業の実施とその評価が基本にある。基本的にはこれまで公刊された内外の文献の整理を行いつつ、我が国を中心として示された時代状況に応じた法教育の政策的推進策や文書等を整理し、これらの方向性に適した、適切な教材の開発とその分析を中心として行った。

また、小・中・高校の児童生徒の発達段階の特質や学校・地域の実情、特性等を勘案した法教育の実践事例のモデル化を目指した。

その際、幾つかの予備調査や意識調査等も行うことにした。

なお随時各研究ではこれまでも海外での法教育の状況を考慮してきたが、今回は研究の深化をさらに図る意味で、私法のカリキュラムや教材の調査等をアメリカを中心に行った。

ちなみに、研究代表者が研究の途中で文部科学省の公民科「政治・経済」の非常勤の教科調査官を兼務することになったこともあり、学習指導要領の改訂に深く関わることになったこともあり、学習指導要領の内容とは少し異なる実践のモデルの提示などを行うことを小学校を中心として目指した。

さらに、小・中・高校の段階の違いに応じた法教育教材や指導のあり方についての仮説を設定し、高校での授業の展開の検討とその検証を行おうとした。

4. 研究成果

別紙の研究成果に関する報告書の他、研究の成果に関わる著作を研究分担者を中心として刊行し、小学校と中学校のそれぞれの法教育の一つのモデルを、不十分かもしれないが提示しえたと考えている。

またあわせて研究の一部は、小・中・高等学校の学習指導要領の改訂や各教科等の「解説」書、及び法務省法教育推進協議会の教材等の作成において、実際には色濃く反映されているのではないかと個人的には推察している。

ちなみに、法教育がすでに国の教育過程政策上一般的に使用される用語になったことも、その成果の一つであると確信している。さらに裁判員裁判の教育が、司法教育を含んだ法教育として展開されていることも大きな成果ではなかったかと思っている。

具体的な成果としては、①一般図書の刊行を通じて、小・中学校における法教育の意義と内容について最低限の事実を示しえたこと、②発達段階等を考慮した紛争解決の手法や内容についてその系統性を教育的に示しえたこと、③高等学校における民法の基本的な内容の理解を図る教材の開発を行ったこと、④アメリカの私法の教材の紹介を行ったこと等があげられる。

これらの成果については、例えば「法的アプローチ」に基づく公正な配分方法の理解を目指した小学校中学年の教材、何が公正なのかの順位付けを目指した中学校の事例、ルールの例外やルールとルールが衝突した場合の大切さの意義を考える小学校中学年の事例、裁判員裁判の扱い方を検討した中・高校の事例、私法を中心とした総合的な理解に役立つクイズを活用した高校の事例、法的思考の育成を図るために「権利の乱用」問題を考える高校の事例等を具体的な成果として例示した。

なお、上記の内容については、その他に掲載した研究成果報告書を参照願いたい。

ときに江口は、法務省法教育推進協議会委員、日本弁護士連合会「市民のための法教育委員会」委員、文部科学省強化調査官の活動等を通じて、現在法教育を推進する役割を担っており、今後この科学研究で得られた知見等を改めて刊行する予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

1. 磯山恭子、「法教育における私法に関する学習の可能性ーアメリカの法教育教材“Civil Cases in Missouri”を事例として、その他の1に所収、2009年3月、73-84頁、査読無し。
2. 江口勇治、公民的分野の意義と内容の検討(6)、『中等教育資料』平成20年7月号、ぎょうせい、52-53頁、2008年、査読無し。
3. 江口勇治、公民的分野の意義と内容の検討(5)、『中等教育資料』平成20年3月号、ぎょうせい、48-49頁、2008年、査読無し。

4. 江口勇治、「法教育で体験をどう考え、どう設定するか」、『教職研修』、教育開発研究所、48-51頁、2008年、査読無し。
5. 江口勇治・磯山恭子、法教育の最近の動向、『日本社会教育学会 全国大会発表論文集』第3号、34-35頁、2007年10月、査読なし。

[学会発表] (計2件)

1. 江口勇治・磯山恭子、「法教育の最近の動向」、日本社会科教育学会第57回全国研究大会・埼玉大学大会、2007年10月7日、埼玉大学教育学部
2. 江口勇治、「公民教育と道徳・総合との新たな可能性」と題する課題研究のコーディネータ、日本公民教育学会大分大学大会、2008年6月21日、大分大学。

[図書] (計3件)

1. 江口勇治・磯山恭子編著、『小学校の法教育を創るー法・ルール・きまりを学ぶ』、東洋館出版、1-220頁、2008年5月。
2. 江口勇治・大倉泰裕編著、『中学校の法教育を創るー法・ルール・きまりを学ぶ』、東洋館出版、1-261頁、2008年5月。
3. 江口勇治・渥美利文編著、『法教育 Q&A ワーク 中学校編』、明治図書、1-99頁、2008年3月。

[その他]

- ・『小・中学校における法教育の体系的基礎研究』、平成18-20年度科学研究費補助金研究成果報告書、江口勇治研究代表、1-85頁、2009年3月。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

江口 勇治 (EGUCHI YUJI)
筑波大学・大学院人間総合科学研究科・教授
研究者番号：50151973

(2) 研究分担者

舟越 耿一 (FUNAKOSHI KOUICHI)
長崎大学・教育学部・教授
研究者番号：50108271
井田 仁康 (IDA YOSHIYASU)
筑波大学・大学院人間総合科学研究科・教授
研究者番号：20203086
松本 康 (MATSUMOTO YASUSHI)

香川大学・教育学部・教授
研究者番号：60229581
磯山 恭子 (ISHOYAMA KYOKO)
静岡大学・教育学部・准教授
研究者番号：90377705
唐木 清志 (KARAKI KIYOSHI)
筑波大学・大学院人間総合科学研究科・准
教授
研究者番号：40273156

(3)研究協力者

館 潤二 (TACHI JUNJI)
筑波大学附属中学校・教諭

渥美 利文 (ATUMI TOSHIHUMI)
東京都立石神井高等学校・教諭

加納 隆徳 (KANO TAKANORI)
岐阜県立可児工業高等学校・教諭

高田 淳平 (TAKADA JUNPEI)
石岡市立府中中学校・教諭

山本 智也 (YAMAMOTO TOMOYA)
新潟明訓高等学校・教諭